

## 令和5年度 小諸市社会福祉協議会事業計画（案）

### 【基本理念】

地域福祉を推進する団体として、「誰もがその人らしく安心して暮らすことができる地域社会」を地域住民と協働で創ります。

### 【基本方針】

基本理念に基づいて、以下の方針で事業を展開します。

- 1 住民や地域団体との協働による地域福祉の推進
- 2 地域ニーズに基づいた事業の展開
- 3 住民主体のサービスの実施
- 4 総合的な相談体制の整備

## 【主な事業方針】

### 1 支え合う地域づくりの推進

- (1) 小諸市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を使命としており、区を単位とした支え合い活動による、誰も孤立しない顔の見える関係づくりや、「生活支援コーディネーター」及び「協議体」の機能を発揮し、住み慣れた場所で暮らし続けることのできる地域づくりに取り組んでいます。

引き続きこの活動を推進するためには、新型コロナウイルスの感染予防による新たな生活様式に努めながら、「地域の中からフレイルを生まない・出さない」日常生活の支援体制整備を推進します。

- (2) 複合型中心拠点誘導施設「こもテラス」内で運営している、「こもれび（高齢者福祉センター）」、「ボランティアセンター」、「ファミリサポートセンター」については、中心市街地に位置することから、利便性の向上が期待されます。これからも市民の皆さんに身近な施設となり、幅広い世代の皆さんが集い、世代間交流による賑わいの創出が図られるよう施設の運営に取り組めます。

## 2 障がい児通所支援事業の取り組み

野岸の丘総合福祉センター2階で、障がいのある子どもさんの育成・支援に取り組んでいる「社協アスパラキッズ」指定障がい児通所支援事業は、サービス内容について創意工夫をしながら運営しております。新型コロナウイルスの感染状況の影響もありますが、利用者も安定した運営で推移しています。

徹底した感染予防対策を行いながら、放課後等デイサービスにより、通所の児童生徒に対し集団生活での適応、生活能力の向上を図り、利用者のニーズに応じ、自立を目指した支援を行います。

また、保護者への支援及び保護者間の交流を行いながら、安心して利用いただける施設運営に努めます。

## 3 相談・支援体制の充実

総合相談事業は、相談件数が増加傾向で、内容も複雑で困難な事例も増えてきています。行政・介護・医療・保健等の関係機関や民生・児童委員、自治会等との連携した「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

今後の相談件数の増加を見据えて、地域包括支援センターについて、引き続き市と協議しながら相談体制の充実にも取り組みます。

#### 4 日常生活支援の取り組み

生活困窮者や障がい者等を対象とした「日常生活自立支援事業」及び「心配事相談」・「生活困窮者自立支援事業」の取り組みにより、相談者の安定した生活ができるよう支援します。

また、就労支援、教育支援、権利擁護、納税相談、公共料金の支払いなど幅広い相談支援を実施するため、市及びハローワーク等と連携し相談機能のネットワーク化を図ります。

今年度から、教育支援事業の一環として「子どもの学習・生活支援事業」により、子どもの将来の社会的自立を促し、貧困連鎖の防止に取り組みます。

## 5 大規模災害に備えて

「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」の締結を、小諸市と令和4年11月4日に行いました。

大規模災害が発生した際に、被災者に対する支援活動を円滑に行うことを目的としています。設置場所の候補施設も明記されたことにより、施設に応じた事前の準備など具体的に進めていきます。

毎年実施している、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練は、応援協定を締結している団体（小諸青年会議所・小諸ライオンズクラブ）並びにボランティア団体の皆さんとも連携して取り組みます。さらに、応援協定の団体の拡大も進めます。

また、現在進めている業務継続計画（BCP）の策定を完成し、大規模災害発生時における優先業務の特定と、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保方法も定めます。

## 6 中期的計画に基づく事業の推進

少子高齢化や人口減少の進展による、国の制度改革や福祉事業の環境が変化する中で、地域住民誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らせる地域社会を、地域住民と関係機関や団体と協力しながら取り組んでいくための「小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が策定されています。また、社協が継続して、地域福祉の充実を図る組織としての役割を果たしていくために、中期的な目標や目標達成のための行動計画として「発展強化計画」を策定しています。

この両計画を単年度の事業計画に反映し、計画の目標実現に向け取り組んでいきます。

引き続き、「小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に掲げた『「お互いさま」のところで育む支え合うまち・こもろ』の実現に向け、感染予防対策のための新たな生活様式について工夫しながら、地域の皆さん並びに市、関係機関と「地域総合相談・生活支援システム」の構築をはかり、少子高齢型人口減少社会、障がい児・者支援、生活困窮者支援、孤立など多様かつ複雑な地域の課題に対応した、地

域福祉の向上に取り組めます。